**大阪府子ども総合計画　後期計画の概要**

　▶平成27年３月に本体計画及び事業計画を策定。

　▶令和2年3月末で、10年間の本体計画が折り返しを迎えることから、後期本体計画を策定。

　▶併せて、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画等にあたる事業計画が5年の計画期間を満了するため、

新たに後期事業計画を策定する。＜後期計画期間：令和２～６年度＞

**大阪における現状と課題（第2章）**

「子ども」の視点から

▶生活習慣の乱れや学力の問題をはじめとした様々な課題の顕在化

▶児童虐待相談対応件数の急増

▶家庭的な養育環境の提供

▶子どもの貧困率は継続して高い

**計画の策定にあたって（第１章）**

「家庭」の視点から

▶未婚率の上昇、少子化の進展

▶多様な子育てニーズの増加

▶保護者の子育ての不安感の増大

「社会」の視点から

▶若者の将来に対する不安の増大

▶外国人労働者やその子どもの増加

**計画の性格**

　大阪府こども条例第１０条第１項に基づく子ども施策の総合的な計画、

　子どもの貧困対策の推進に関する法律第９条第１項に基づく子どもの貧困対策計画（詳細別紙）など

　子どもに関する６つの法定計画としての位置づけを有する。

※府の「少子化対策基本指針」を踏まえ、少子化対策に資する取り組みを改めて位置付けました。

**大阪府子ども総合計画は、大阪の現状を踏まえ、こうした環境・課題に対応し、健やかな子どもの育ちを支えていくための羅針盤です**

**基本理念（第３章）**

**次代を担う子ども・青少年が、ひとりの人間として尊重され、創造性に富み、豊かな夢をはぐくむことができる大阪**

子どもの成長を社会全体で支えます。また、子どもにもっとも身近な社会である「家庭」の役割の重要性にも着目し、社会全体で支えていきます。こうしたことによって、大阪の地で成長した若者が、次の世代の子育てを担っていくことにより、子どもたちが将来の夢や目標を持ってチャレンジすることで成長し、やがて、若者となって再び次の世代の子育てを担っていくという良い循環が続いていくことをめざします。

個別の取り組み

▶安心して妊娠・出産できる仕組みの充実

▶家庭と地域がともに養育力を高める仕組みの構築

▶保育が必要なすべての家庭に保育を提供する取り組みの推進

▶仕事と生活の調和の推進（働き方改革の推進）

▶その他子育てを支援する取り組みの推進

▶必要な人に必要な支援が届く仕組みの充実

▶ひとり親家庭等の自立促進　　▶共同養育の推進

▶児童虐待の防止　　▶社会的養育体制の整備

▶障がいのある子どもへの支援の充実

▶外国につながる子どもへの支援について

▶その他支援が必要な人や子どもへの支援

支援の充実により、家庭の養育力を補完し、高めていくとともに、子育てしやすい環境を整備することにより、必要なときに必要なサービスを受けることができる体制の確保などを進めます。

※　　　は主な追加項目です。

個別の取り組み

▶義務教育前の子どもへの教育・保育内容の充実

▶小学校・中学校・高校・支援学校等の教育力の充実・向上

▶豊かな人間性や健やかな体をはぐくむ取り組みの推進

▶地域の教育コミュニティづくりの支援

▶子どもの居場所づくり（子ども食堂等の居場所づくり）

▶子どもの人権を守る取り組みの推進

▶子どもの安全の確保や非行など問題行動の防止

▶青少年の健全育成の推進

⑫学力向上の取り組みの推進

⑬豊かな心をはぐくむ取り組みの充実

⑭幼児教育・保育、子育て支援に関わる人材の確保及び資質の向上

⑮義務教育後の子育て支援の充実

⑯青少年の健全育成、少年非行防止対策の推進

④安心して妊娠・出産できる仕組みの充実

⑤地域の教育コミュニティづくりと家庭教育の支援

⑥義務教育前の子育て支援の充実　　　⑦ワーク・ライフ・バランスの実現

⑧ひとり親家庭等に対する支援の充実

⑨児童虐待防止の取り組み　　　　⑩社会的養育体制の整備

⑪障がいのある子どもへの支援の充実

重点施策

①キャリア教育の充実

②若者の就職支援

③困難を有する若者の社会参加・社会的自立に向けた支援

子どもの最善の利益が尊重されることを基本に、子どもが、粘り強く果敢に

チャレンジすること、自立して力強く生きること、自律して社会を支えることができるような人づくりを推進します。

**３．子どもが成長できる社会**

**２．子どもを生み育てることができる社会**

若者が社会の一員としての役割を果たすために、企業、学校等の関係機関の協力のもと、若者の自立支援などを進めるとともに、自らの意思で将来を選択できるよう支援します。

個別の取り組み

▶キャリア教育の充実

▶若者の就職支援

▶子ども・若者が再チャレンジできる仕組みづくりの推進

▶若者が自らの意思で将来を選択できる取り組みの推進

　（結婚を希望する人の希望が実現するための取り組みの推進）

**基本方向と取り組みの方向性（第4章）**

**１．若者が自立できる社会**